

調達価格等算定委員会（第66回）

議事要旨

○日時

令和3年1月12日（火）15時00分～17時00分

○場所

オンライン会議

○出席委員

山内弘隆委員長、大石美奈子委員、高村ゆかり委員、松村敏弘委員、山地憲治委員

○オブザーバー

農林水産省、国土交通省、環境省、消費者庁

○事務局

茂木省エネルギー・新エネルギー部長、山口省エネルギー・新エネルギー部政策課長、清水新エネルギー課長、杉浦再生可能エネルギー推進室長、廣瀬新エネルギー課長補佐

○議題

（1）2021年度以降の入札制・調達価格等に関する残された論点について

○議事要旨

- 委員長及び委員長代理より、入札結果が公表されたことを踏まえ、11月27日に開催された非公開の第64回調達価格等算定委員会において、事業者間の競争性を確保しつつ、効率的な事業実施を促す観点から、太陽光第7回の上限価格を11.5

円/kWh、着床式洋上風力第1回の上限価格を34円/kWh、バイオマス第3回の上限価格を19.6円/kWhと決定した旨の説明があった。

(1) 2021年度以降の入札制・調達価格等に関する残された論点について

委員

- 基本的に事務局案に賛成。

<入札制について>

- 太陽光の入札について、回数を増やして審査期限を短縮することはよい。他方、年4回で上限価格を段階的に下げるとは予見性がありすぎるため、回数を重ねるごとに応札が減ることを懸念。ただし、実際にやってみないと分からない部分もあり、まずはこれでよい。
- 太陽光の入札について、上限価格の公表や参加機会の増加等、事業形成をする事業者が増えるような改善はありがたい。入札参加者の増加が競争を促し、コスト低減につながる。
- 太陽光入札の募集容量について、事務局の提案に基本的に賛成だが、2021年度の募集容量が2020年度の募集容量と比較すると少ない印象をもたれる可能性がある。一方、応札量が増えれば次回の募集容量が増える仕組みなので賛成。国が計画的に太陽光を導入する方針を持ちながら募集容量を決めることが筋。
- 陸上風力について、民間機関のデータではあるが資金調達コストが下がる傾向にあると分かり、IRRを下げる根拠となる。
- 陸上風力について、急激なIRR想定値の変更を避けるため1%低減という提案は合理的。ただし、資金調達コストが大きく変わったことはこれまでも議論されてきたことであり、予見性を低くするというのは当てはまらない。今後必要に応じて改めて見直す必要がある。
- 陸上風力の入札について、アセスメントとの関係でどのような条件を満たした時に入札条件を満たすことになるのか。入札回数を年1回とすることにより、アセスメントとの関係で、手続き上過度な支障が生じないことを確認いただきたい。
- 洋上風力に重きが移って来ている中で、今後の陸上風力のポテンシャルはどの程度見込めるのか。入札回数を増やすと導入が増える見込みがあるなら、回数を増やす可能性もあるかもしれない。
- 着床式洋上風力について、再エネ海域利用法適用外の入札をやめること、再エネ海域適用対象とリンクさせて価格を決める方針に賛成。

- 着床式洋上風力の再エネ海域利用法適用外について、留意点として、促進区域での発電事業を阻害するような事業が出てこないかという点は常にチェックいただきたい。
- バイオマスについて、海外のバイオマス発電の買取価格と比較していまだに高いというデータが記載されている。値段だけでなく持続可能性についても議論を進めた上で FIT に該当するのかどうかを検討いただきたい。持続可能性 WG と連携いただきたい。

<調達価格等に関する残された論点について>

- 10-50kW の事業用太陽光の調達価格等について、50-250kW の調達価格に 1 円/kWh を加えた価格にするのが適切かどうかは議論の余地がある。小規模が高くて当然とするのかという論点に加え、1 円/kWh は割合で見ると高い水準となっていく可能性があるため、将来的に再び検討すべき。
- 来年度でもよいが、事業用太陽光のシステム費用について、過積載を考慮したときに、kW 当たりのコストがどうなるか、分析いただきたい。
- 資料 1 の 64 のページにある 2021 年度の再エネ海域利用法適用外の着床式洋上風力の調達価格について、2020 年度と 2022 年度の平均価格を設定することのだが、上限価格が落札価格かなど、具体的に説明いただきたい。
- 自家消費型・地域消費型の地域活用要件について、5 割以上を当該都道府県内に供給する小売電気事業者という修正案は、一意に定まるため合理的。
- 自家消費型・地域消費型の地域活用要件について、5 割以上を当該都道府県に供給することを案にしているが、当該県ではなくても、場所によっては、近隣の需要地に多く供給している場合もあると考えられる。当該都道府県に限定してしまうと、厳し過ぎないか。
- 自家消費型・地域消費型の地域活用要件について、運用が難しくないか懸念。小売事業者の電気の供給先のデータ確認が必要だが、小売供給先は契約に応じて変わらう。本委員会で、必要に応じて見直すということであるため、運用を見ながら、見直していくということを前提に賛成。
- バイオマスの出力抑制については、系統 WG でより詳細な議論を行うこととなる。系統 WG での議論を尊重していただきたい。
- バイオマス発電の出力制御について、系統 WG では技術的要件を整理いただき、地域活用要件については本委員会で判断するものと理解している。

事務局

<入札制について>

- 太陽光の入札について、まずは運用しながら、状況を踏まえた見直しを行っていく。

- 太陽光の入札の募集容量については、国民負担を抑制しつつ最大限の導入を進める原則に基づいて提案しており、しっかりと発信していく。また、今後、基本政策分科会で議論されているエネ基見直しの内容を踏まえつつ検討していく必要がある。
- 陸上風力の IRR の想定値について、競争環境が高まり IRR の変更を総合的に考える中で 1% を提示させていただいた。コスト低減が認められれば太陽光と同様に引き下げていくと考えており、今後も審議いただきたい。
- 陸上風力の入札について、年 2 回も検討したが、認定申請月の実績を確認したうえで、年 1 回のタイミングに合わせて事業形成をできるようにするのがよいと考え提案した。ニーズに即していないということであれば将来的に見直しを行う。
- 風力のポテンシャルについて、資料 1 の 25 ページに陸上風力の認定量と導入量を整理している。先々のポテンシャルについて、現時点で明確な回答は難しいが、足元で 1~2GW の認定があることを踏まえて、募集容量を GW とした。来年度の入札状況も踏まえて、今後、回数を増やすこと等を審議いただきたい。
- 風力のアセス対象案件については、方法書の開始タイミングで原則 FIT 認定申請を認めている。また、認定時点では土地権原の取得を厳格には求めず、認定から 3 年以内に土地の権原等を出してもらえれば、認定時点での価格を維持することとしている。必要に応じて見直ししていきたい。入札のプロセスについても、事業者にとっての分かりやすさにも配慮して対応する。
- 再エネ海域利用法適用外の着床式について、事務局としても再エネ海域利用法に基づく導入が原則と考えており、3 万 kW 以上のものについては、再エネ海域利用法で扱うことを基本とする考え方を出している。風況や海象を踏まえて小規模 1~2 本しか建設できない案件もあるため、枠は残すが、結果的にフリーライドにならないような運用をしていきたい。

<調達価格等に関する残された論点について>

- 10~50kW の事業用太陽光の調達価格設定の考え方について、地域活用要件への適合に必要なレジリエンス等への追加コストを考慮したものである。現時点でのデータ収集の限界も踏まえ、今回は 1 円を加えたが、水準については今後も引き続き検討したい。
- 10~50 kW については、今年度は地域活用要件のデータが無いなか整理しているが、今後はデータも活用しながら検討していきたい。過積載率について、現在は過積載率も踏まえた設備利用率を分析しており、このような要素も含めて価格設定の在り方を考えていくことは引き続き重要である。
- 再エネ海域利用法適用外の着床式洋上風力の調達価格の設定方法について、まず、適用対象では現在供給価格上限額 29 円/kWh で公募が行われており、事業者選定等のプロセスをふまえると、2022 年度頃に FIT 認定を受けることになる。これをふまえ、2022 年度については、再エネ海域利用法適用対象外を 29 円/kWh と同水準とすることで、整合を取るということである。2021 年度については、2020 年度の再エネ海域利用法適用外の着床式洋上風力の上限価格を 34 円/kWh としていることから、

34 円/kWh と 29 円/kWh の間の数字を設定するという趣旨。最終的な算定委意見では明確な書きぶりにしたい。

- 自家消費型・地域消費型の地域活用要件について、小売の供給状況の確認は行政コストが高くならないよう、かつ事業者のコスト増にならない実務的な方法を検討していきたい。
- 地域活用要件をどう位置付けるかという点にあたり、昨年度来、市場統合をするために FIP 制度を進めつつ、地域に特に意義のあるものとして地域活用や自家消費を確認した上で FIT 制度を存続させることとしている。事務局としては、そのカテゴリーは広くしつつ、形式的なものとならないようにすることが重要と考えている。御指摘のとおり、県境などでは、隣の県でもよいという意見もあるが、あまり幅を広げすぎると、地域消費ではない案件も増える可能性があり、まずは当該都道府県とすることが適切と考えている。一方、形式的に当てはまらない限界的な案件については、状況も踏まえて引き続き制度改善が必要とは考えている。
- バイオマスの出力制御については、系統 WG の議論を尊重しつつ、必要に応じて調達価格等算定委員会の目的に照らして意見を諮りたい。

委員長

- 2021 年度以降の入札制・調達価格等に関する残された論点について、留意点を中心に議論いただき、内容に大きな反対はなかった。指摘を踏まえつつ、事務局に引き続き検討いただきたい

(お問合せ先)

資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課

電話：03-3501-4031

FAX：03-3501-1365